

史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画

概要版



下寺尾官衙遺跡群航空写真

茅ヶ崎市は、北部の相模原台地と南部の砂丘や自然堤防などの低地によって形成されている、気候風土に恵まれた環境です。こうした自然環境のもとで、茅ヶ崎市域では古くから人々の活動が営まれてきました。現在、市内では216か所の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)が確認されています。これらの遺跡は、旧石器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世、近現代と連綿と続いて存在し、私たちの住む茅ヶ崎の地における人々の歩みを今に伝えています。

そうしたなか、茅ヶ崎市下寺尾に所在する「しもてらおんがいがいせきぐん下寺尾官衙遺跡群」は、茅ヶ崎のみならず日本の歴史を語るうえでも欠くことのできない重要な遺跡との評価を得て、平成27年3月10日に史跡として文部科学大臣の指定を受け、文化財保護法に基づいて現状保存されることとなりました。

「官衙」とは役所や官庁のことをいい、史跡は今から約1300年前の古代相模国高座郡の役所さがみのくにたかくらぐん(郡家)跡ぐうけと考えられ、役所以外にも役所の関連施設と想定される船着き場(川津)や祭祀場さいしば、古代の寺院「しもてらおはいじ下寺尾廃寺」も発見されました。

下寺尾官衙遺跡群は、茅ヶ崎で暮らす私たちが郷土の誇りとして語ることのできる遺跡で、そればかりか下寺尾の地には、官衙遺跡群と重なる形で時代の異なる遺跡が数多く確認されています。

茅ヶ崎市は、下寺尾官衙遺跡群を適正に保存し、郷土の宝として後世に引き継いでまいります。学術的な調査・研究を通じた教育普及の場とすることはもとより、さまざまな活用を通じて人々が集い、地域への愛情を育んでいく場所として整備していきます。

平成29年3月

茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会

1 計画策定の沿革・目的



下寺尾官衙遺跡群の位置図

【沿革】

- 1957年 七堂伽藍跡碑 建碑
- 2002年 さがみのくにたかくらごうけ 相模国高座郡家発見
- 2014年 文部科学大臣に史跡指定に向けた意見具申
- 2015年3月10日 国史跡指定

【指定説明】

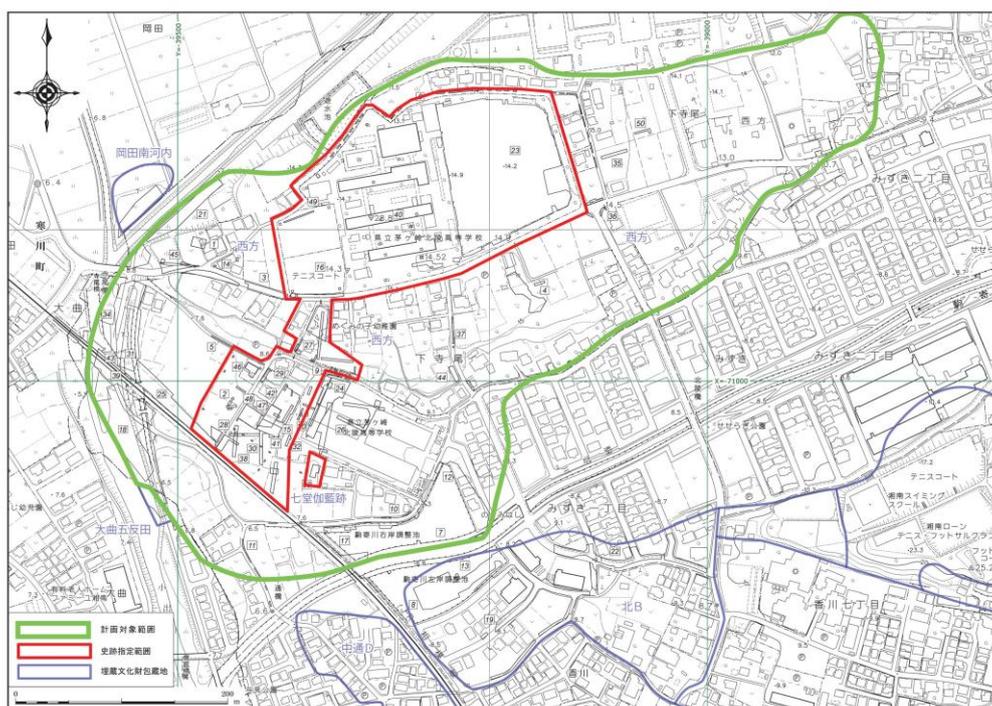
「下寺尾官衙遺跡群は郡庁、正倉、郡寺、津、祭祀場といった郡家を構成する諸施設が比較的狭い範囲に密集し、官衙遺跡の全体像が把握できるとともに、その成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡であり、地方官衙の構造や立地を知る上で重要」

【計画の目的】

- (1) 史跡の本質的な価値について明らかにすること
- (2) 価値を構成する要素を整理すること
- (3) 史跡を適正に保存管理していく考え方や方法を示すこと
- (4) 整備活用に関する方法や体制について考え方を示すこと

2 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、指定範囲の空間的な広がりや地域の歴史的展開を考慮して、下図の通りとする。

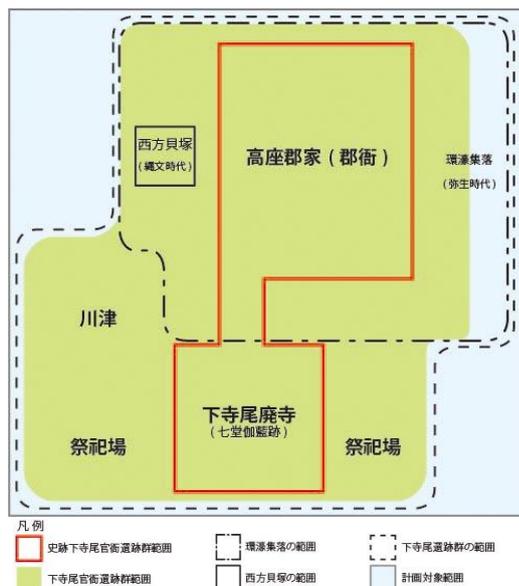


計画の対象範囲図

3 下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群

【下寺尾遺跡群】

台地上に所在する「西方遺跡」、台地南側の砂丘上に展開する「七堂伽藍跡」、近接して所在する寒川町の「大曲五反田遺跡・岡田南河内遺跡」、駒寄川の南に位置する香川北B遺跡など。縄文時代前期の西方貝塚や弥生時代中期の環濠集落（周囲に濠を巡らせた集落）、7世紀後半～8世紀に営まれた高座郡の役所（高座郡家）及び役所と一体となった古代寺院（下寺尾廃寺）、郡家に関連する遺構や中近世の足跡が確認されている。



下寺尾遺跡群と
下寺尾官衙遺跡群を表す概念図

【下寺尾官衙遺跡群】

律令国家が成立する7世紀から奈良・平安時代にかけての古代官衙関連遺跡（水辺の祭祀場・川津を含む）。

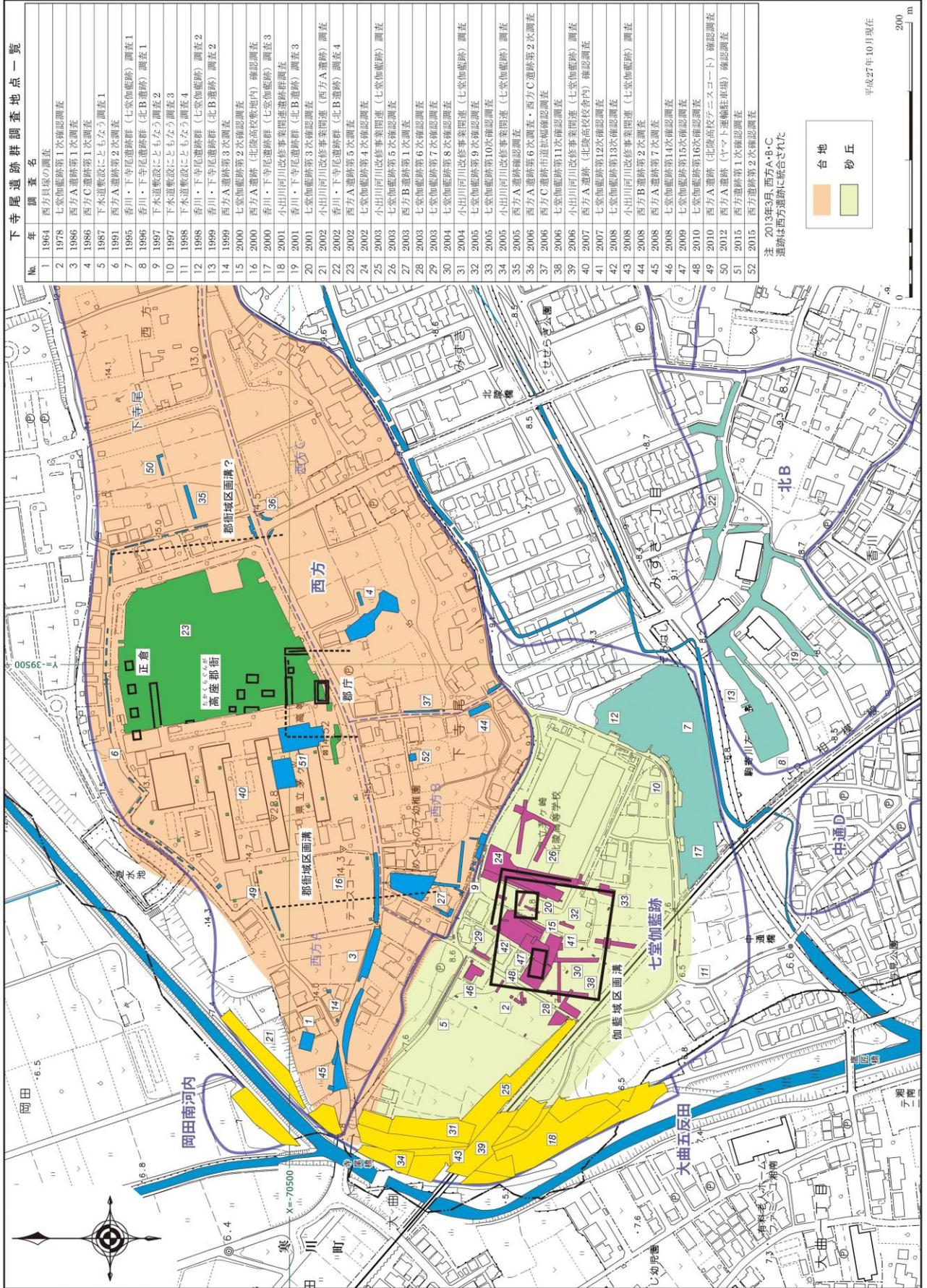
【史跡 下寺尾官衙遺跡群】

官衙遺跡群の中心となる役所（高座郡家）と下寺尾廃寺の一部について指定を受けたのが「史跡 下寺尾官衙遺跡群」である。

4 下寺尾官衙遺跡群の概要（発掘調査の成果）

下寺尾官衙遺跡群は、今から約1300年前のもので、官衙とは役所のことである。当時は律令国家体制の下で政治が行われていた時代で、国家を国—郡—里という形で統治していた。現在の神奈川県は、相模国と武蔵国の一部にあたる。地方の国には都から役人（国司）が派遣されるとともに、地方を統治する役所（国衙）が所在する国府が置かれ、その下の郡には郡家（郡衙）と呼ばれる役所が設けられていた（大宝律令以前に「郡」は「評」といった）。相模国には8郡が存在しており、現在の茅ヶ崎市は高座郡に該当していることから、下寺尾で発見された官衙遺跡は、相模国高座郡の郡役所の跡であることが明らかとなった。

郡家は、郡庁・正倉・館・厨などの施設で構成され、国府より古い7世紀末頃には成立していた。国司の下で郡の政治を司る地方官が郡司である。郡司には主に地元の有力な豪族が世襲的に任じられ、国司の下で租税の取り立てや保管・運用、郡内の民政や裁判もつかさどり、絶大な権限と地方の有力豪族としての伝統的な権威、豊富な財力も有していた。彼らは当時舶来の仏教文化を積極的に取り入れ、その豊富な財力で郡家周辺に寺院を建立したものと考えられる。



下寺尾遺跡群調査地点一覧

No.	年	調査名
1	1984	西方目録の調査
2	1978	七堂伽藍跡第1次確認調査
3	1986	西方A遺跡第1次調査
4	1986	西方C遺跡第1次調査
5	1987	下水道敷設にともなう調査1
6	1991	西方A遺跡第2次調査
7	1995	香川・下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡)調査1
8	1996	下水道敷設にともなう調査2
10	1997	下水道敷設にともなう調査3
11	1998	下水道敷設にともなう調査4
12	1998	香川・下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡)調査2
13	1999	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査2
14	1999	西方A遺跡第3次調査
15	2000	七堂伽藍跡第2次確認調査
16	2000	西方A遺跡(北陸各控敷内)確認調査
17	2000	香川・下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡)調査3
18	2001	小田川河川改修事業関連遺跡群調査
19	2001	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査3
20	2001	七堂伽藍跡第3次確認調査
21	2002	小田川河川改修事業関連(西方A遺跡)調査
22	2002	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査4
23	2002	西方A遺跡第5次調査
24	2002	七堂伽藍跡第4次確認調査
25	2003	小田川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
26	2003	七堂伽藍跡第5次確認調査
27	2003	西方B遺跡第1次調査
28	2003	七堂伽藍跡第6次確認調査
29	2003	七堂伽藍跡第7次確認調査
30	2004	小田川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
31	2004	小田川河川改修事業関連(西方A遺跡)調査
32	2005	七堂伽藍跡第9次確認調査
33	2005	七堂伽藍跡第10次確認調査
34	2005	小田川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
35	2005	西方A遺跡第6次調査
36	2006	西方A遺跡第6次調査・西方C遺跡第2次調査
37	2006	西方C遺跡市道建設確認調査
38	2006	七堂伽藍跡第11次確認調査
39	2006	小田川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
40	2007	西方A遺跡(北陸各控敷内)確認調査
41	2007	七堂伽藍跡第12次確認調査
42	2008	七堂伽藍跡第13次確認調査
43	2008	小田川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
44	2008	西方B遺跡第2次調査
45	2008	西方A遺跡第7次調査
46	2008	七堂伽藍跡第14次確認調査
47	2009	七堂伽藍跡第15次確認調査
48	2010	七堂伽藍跡第16次確認調査
49	2010	西方A遺跡(北陸各控敷内)確認調査
50	2012	西方A遺跡(ヤマト運輸駐車場)確認調査
51	2015	西方A遺跡第1次確認調査
52	2015	西方遺跡第2次確認調査

注 2013年3月、西方A・B・C遺跡は西方遺跡に統合された

台地
砂丘

平成27年10月現在
200 m

下寺尾官衙遺跡群全体図

(1) 高座郡家

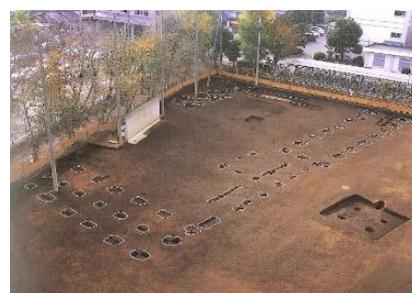
- ・平成 14 年（2002）にかながわ考古学財団により北陵高校グラウンド部分の調査が行われ、発見された官衙遺跡は、相模国高座郡の郡家であると判断されるとともに、郡庁院、正倉院、館など郡家を構成する建物の存在も明らかにされた。
- ・郡家の東西の範囲は、郡庁を中心にして約 270m の規模を有していた時期があったと思われる。南北の範囲は、遺跡が立地する地形から推測して、約 300m を有していた可能性がある。
- ・郡家の年代については、中心となる郡庁の遺構状況から複数の時期があると推測され、I 期が 7 世紀末から 8 世紀中頃、II 期が 8 世紀中頃から 9 世紀前半と考えられている。
- ・郡家の中心となる郡庁院の正殿は舌状に張り出した台地のほぼ中央に位置し、郡家の建物群は、遠くからもその存在を知ることができたと思われる。

◇確認された遺構

- ・郡庁院 - （郡家の中心となる郡の政庁）
確認された範囲で東西約 66m、中央に配置された正殿は建物の四面に廂がついた格調高いものであった。
- ・正倉院 - （税としての稲や作物が納められた倉）
郡庁院の北側、台地北縁に沿って東西方向に総柱の構造を持つ高床の掘立柱建物が確認された。またこれらの南側には並行して東西方向に非常に長い側柱建物が建てられていた。
- ・その他
郡庁院と正倉院の間に、竪穴建物や布掘りの掘立柱建物などが見つかっている。公的な居宅・宿泊施設である「館」や「厨」といわれる台所施設と考えられる。

◇出土遺物

- ・館（掘立柱建物）出土の須恵器片、須恵器の円面硯、畿内産土師器等



高座郡衙・郡庁跡



正倉跡

（2点とも かながわ考古学財団調査報告 157
下寺尾西方A遺跡より転載）

(2) 下寺尾廃寺

- ・古くから地元では古代寺院であることが言われていたが、昭和 53 年（1978）の調査によってここが寺院跡であることが考古学的に確認された。
- ・6 世紀に日本に伝来した仏教は、朝廷により保護を受け発展し、飛鳥を中心に仏教文化が盛んになった。天武天皇は詔勅を発して氏族や地方豪族に寺院建立を命じ、これによって有力豪族らによって各地に寺院が建立された。下寺尾廃寺もこの時代の寺院であり、高座郡の郡司となった有力豪族が創建した古代寺院と考えられる。
- ・下寺尾廃寺の位置は、高座郡家から南西に 250m で、小出川より東に 150m の台地南側の一段低い砂丘地である。伽藍域は、おおむね東西が 80～85m、南北が 83～89m のものと、一辺 78m のものが確認されている。
- ・伽藍域の北東部で、版築を伴う堀込地業と呼ばれる古代の地盤改良工事が行われた基壇が確認され、金堂と想定される。また伽藍域西半分中央で東西に長い大型掘立柱建物が発見され、講堂の可能性が想定されている。

◇確認された遺構

- ・金堂（基壇建物）
- ・講堂（大型掘立柱建物、礎石建物）
- ・10-11世紀の仏堂（区画講を有する礎石建物）
- ・伽藍区画に関係する遺構（大型柱穴列、井戸址、区画講、溝状遺構ほか）
- ・寺院に関連する竪穴建物 等

◇出土遺物

- ・文字資料－墨書土器、刻書土器
- ・土器・土製品－香炉蓋片、瓦塔破片
- ・須恵器－高坏形香炉など仏具的形状
- ・施釉陶器（火舎かじやや薬壺蓋やっこふたなどの仏教関連遺物）等
- ・陶製品－性格不明の陶製品片（陶製相輪の可能性）
- ・大量の瓦－軒丸瓦（単弁六弁蓮華紋軒丸瓦、素弁蓮華紋軒丸瓦）、鬼瓦、文字瓦等。
- ・金属製品－銅製品（県内では3例目となる銅匙どうさじや初例の軸端じくはな、懸仏、銅銭等）、鉄製品等



下寺尾廃寺跡出土の瓦



墨書土器(「太」)



下寺尾廃寺 金堂掘込地業



下寺尾廃寺跡出土の二彩陶器

(左上:小壺蓋、右上:小型瓶、
左・右下:足付火舎香炉)



下寺尾廃寺跡出土の銅製品

(左上:銅匙、中:軸端、右:懸仏)

(3) 川津・祭祀場および古代集落

◇川津とは、川に沿って設けられた港、船着き場のことで、小出川を利用して、租税や物資などを運ぶ水運に必要な港（船着き場）の機能を有している施設である。小出川河川改修に伴う調査において、下寺尾廃寺から西約200m地点で発見された。

◇祭祀場は、神や霊あるいは祖先などを祀る祭祀や広く宗教的な儀礼を行う場所のことを言い、古代においては、仏教祭祀とともにいわゆる神祇祭祀が行われていた。また、穢れを祓う行為である水辺の祭祀も行われていた。川津が発見された付近や香川の北B遺跡内で祭祀に関わる遺物が出土している。

◇隣接する寒川町の岡田南河内遺跡や大曲五反田遺跡から発見された旧河道からも、祭祀遺構や遺物が検出されている。

◇古代集落は、七堂伽藍跡の西辺域、小出川の旧河道や川津が発見された地区の東側で確認された。古墳時代後期～奈良・平安時代の遺構が郡家・下寺尾廃寺に関連すると考えられる。この一帯が、古墳時代以来、奈良・平安時代を通じて繰り返し寺院と密接な関係を持ちつつ、居住の場として利用された土地であることが窺える。

◇出土遺物

(七堂伽藍跡調査区の川津遺構から)

- ・木製祭祀具かたながた(刀形、絵馬など) ・人面墨書土器
- ・皇朝銭の「隆平永寶」(初鑄796年) ・「浄」墨書土器 ・「太」墨書土器(太寺)

(香川の北B遺跡から)

- ・多量の墨書土器 ・木簡 ・皇朝銭 ・櫛 ・鈴
- ・漆紙文書など

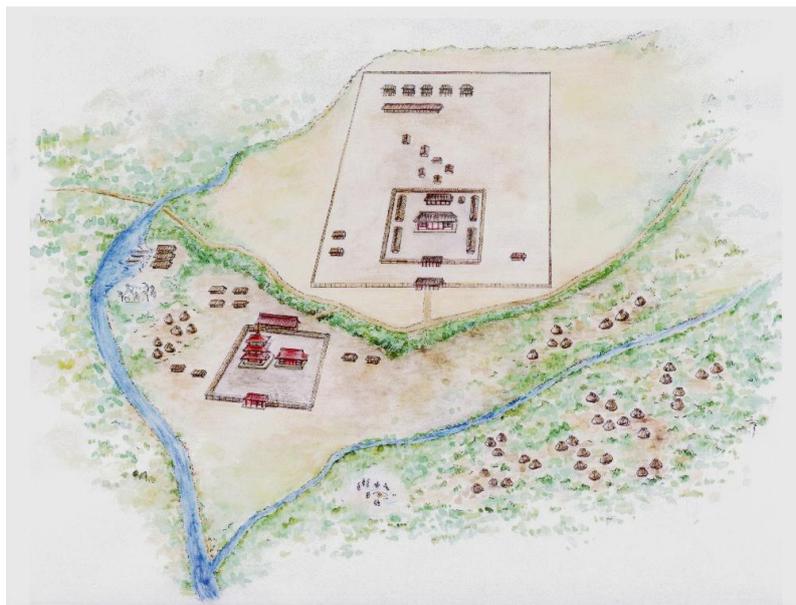


河道跡と川津



北B遺跡 遺物集中区(西から)

(『小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ』より転載)



下寺尾官衙遺跡群景観推定復元図

構成：田尾誠敏 画：霜出彩野 平成20年(2008)作成

5 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値

史跡の適切な保存活用の原点となる史跡の本質的価値は、下記の5点である。

- ① 郡家の構造と変遷を知ることができる。
- ② 郡家とその周辺寺院との関係を知ることができる。
- ③ 郡家に近接する川津の存在と祭祀の様相を知ることができる。
- ④ 遺跡群の位置する地形から、郡家やその関連施設の立地や景観を知ることができる。
- ⑤ 遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的な変遷を知ることができる。

6 保存

保存の方向性

- 本質的価値を構成する要素の保存と地形の保全
- 現状変更許可に関する基準の作成
- 調査研究の推進と追加指定
- 地区区分による現状変更の取扱い基準の作成
- 未指定部分を含む周辺の歴史的遺産の保存
- 行政と市民が連携した保存管理

地区区分

史跡の適切な保存管理を行うために、史跡指定地を含む埋蔵文化財包蔵地をA、B、Cの3地区に区分し、地区区分ごとの現状変更等の取扱方針を定める。

- A区**：保存地区（下寺尾官衙遺跡群の中核をなす史跡指定地区）
- B区**：保存を目指す地区（指定地に隣接し、史跡指定の可能性が高い地区）
- C区**：必要に応じて確認調査を行う地区（埋蔵文化財包蔵地でA、B区以外の地区）

保存の基本方針

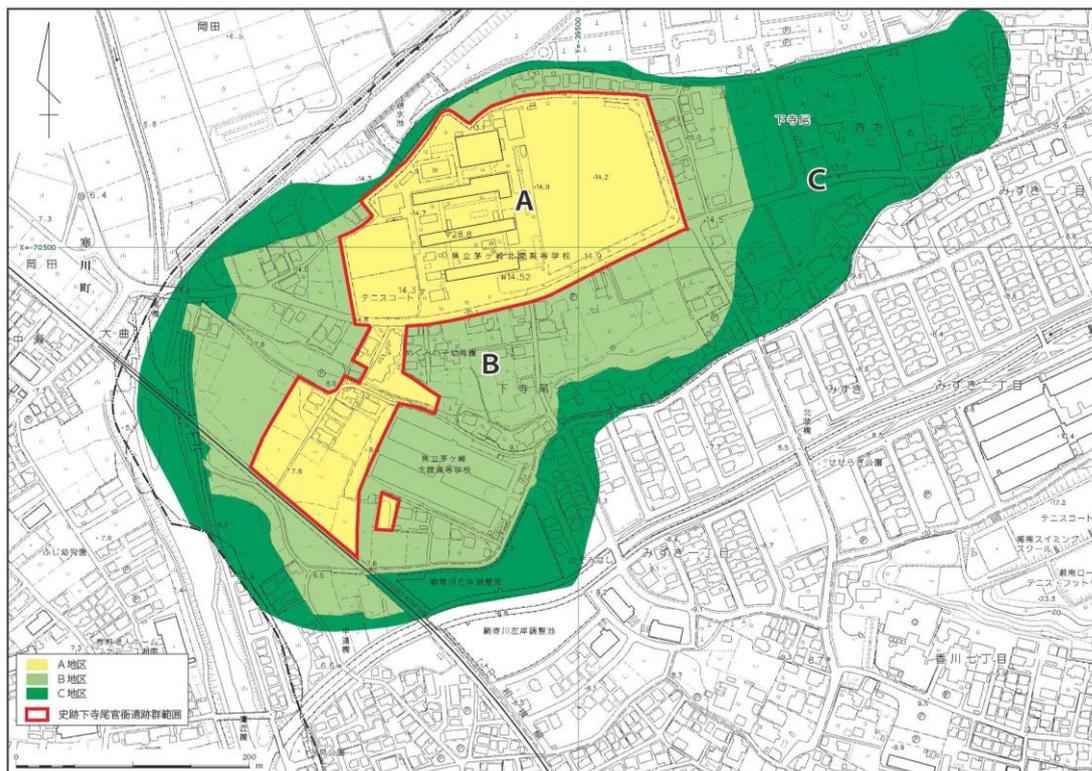
- 下寺尾遺跡群の範囲について史跡の追加指定を継続し、史跡の本質的価値を構成する要素の確実な保存を図る。
- 学術調査を計画的に実施し遺構の状況把握に努め、対応を要する場合には速やかに保存のための措置を講じる。
- 史跡公園として公開し、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに、安全かつ快適な環境づくりに取り組む。
- 史跡地内外の地形地割、歴史的景観を踏まえた景観保全・形成を推進する。
- 近代から現代にかけて付加された様々な土地利用においても、関係諸機関と連携・調整しつつ、史跡の価値を伝えるような工夫に努める。
- 史跡の価値を踏まえた、保存管理の方針・方法と、現状変更の基準・手続きを明確に示すことにより、関係者間による円滑な保存管理体制を整える。

追加・新指定の方針

- B区（史跡の隣接地）においては、すでに確認調査などで関連遺構が明らかになっている地点もあり、土地所有者の同意を得ながら適宜史跡の追加指定手続きを進めていく必要がある。
- C区（埋蔵文化財包蔵地）においても、史跡の本質的な価値を有する重要な遺構が確認された場合は、追加指定を視野に保存を図る必要がある。
- 史跡下寺尾官衙遺跡群と重層する古代以外の遺跡については、その遺跡に関する資料を蓄積するとともに調査研究を進め、客観的な評価を得た上で、遺跡を保存するために、新たな史跡の指定を目指す必要がある。なかでも弥生時代中期の環濠集落については、これまでの調査によって遺跡の価値が確認されていることから、環濠跡が保存されている台地部分を中心に史跡指定に向けた取り組みを進めていく必要がある。

史跡指定地の公有地化の方針

- 史跡指定地は、宅地、農業用地、道路、学校用地などとして利用されている状況を踏まえながら、所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら公有地化を図る必要がある。
- 指定地の公有地化と史跡の整備活用は連動して進めることが望ましい。
 - ・宅地や農業用地として利用されている下寺尾廃寺西側については、短期計画の整備に向けて、所有者の同意が得られた土地から公有地化を進めていく必要がある。
 - ・下寺尾廃寺西側以外の土地についても、所有者からの公有地化の申し出があった場合や、遺構の保存及び将来的な史跡の活用に影響を及ぼす現状変更が計画された場合は、史跡の保護のため予算措置を行ったうえで随時公有地化を図る必要がある。



保存管理地区区分図

地区区分ごとの現状変更等の取扱方針(概要)

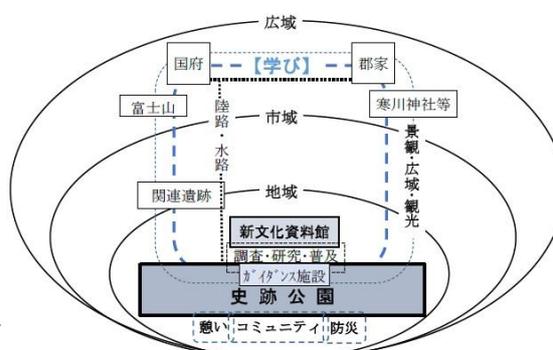
地区		地区の考え方	取扱方針
A 区	史跡指定地	<p>保存地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 下寺尾官衙遺跡群の中心をなす部分で、文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地区 公有地化を進める地区 早期に活用を図る地区 	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡整備に伴うもの以外の現状変更を原則認めない。
	史跡指定地の隣接地	<p>保存を目指す地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法（第93条第1項）によって規定された「周知の埋蔵文化財包蔵地」内であり、下寺尾官衙遺跡群に該当するが、現在は史跡指定されていない地区 史跡指定地に隣接する地区で、今後史跡指定される可能性が高い地区 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定を優先的に進める。 積極的に確認調査を行う。 現状変更行為に対しては、文化財保護法に基づく手続きを行うとともに遺構に影響を及ぼすおそれのある場合は、関係者と協議し計画見直しや中止を促す。
C 区	西方遺跡及び七堂伽藍跡 A・B区を除く	<p>必要に応じて確認調査を行う地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 下寺尾官衙遺跡群の周辺で、下寺尾官衙遺跡群の構成要素を包含している可能性がある地区 	<ul style="list-style-type: none"> 確認調査を通じて、遺跡の情報を集積する。 現状変更行為等が発生する場合は、文化財保護法の手続きを行い、必要に応じて確認調査を行う。調査により遺構等が発見された場合は関係者と取り扱いを協議する。 現状変更行為の計画内容を確認し、必要に応じて遺構の保護及び景観への配慮を求める。

7 活用

活用の方向性

下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾遺跡群は、歴史文化を探求し、創造する「学びの場」である。また、広大な歴史公園として、地域の人々の「憩い」や「コミュニティ」の場となり、有事の際の防災空間や貴重な観光資源として役立てるよう、多方面にわたる活用を図る。

- 調査・研究を継続し、その成果を整備活用に反映させる仕組みを作る。また、確認調査の際には発掘された遺構を公開し、来訪者が史跡を身近に感じることができるよう工夫する。
- 学校教育・社会教育と連携し、人づくり・まちづくりに繋がる活用を行う。また移転・開館を予定している茅ヶ崎市文化資料館との提携や一体的な活用を図る。
- 広域連携を図り、市内の関連遺跡や市外・県外の遺跡とのネットワークを構築し、交流・研鑽を重ねながら活用を行う。また、古代の地形が残る史跡の特徴を活かし、富士山の遠景を含めた景観の保全・形成や近隣市町の文化資源や観光資源と連携した広域での活用を図る。
- 活用は、公有地化や整備の進展を踏まえ、状況に応じて段階的に進め、適格な情報発信に努める。



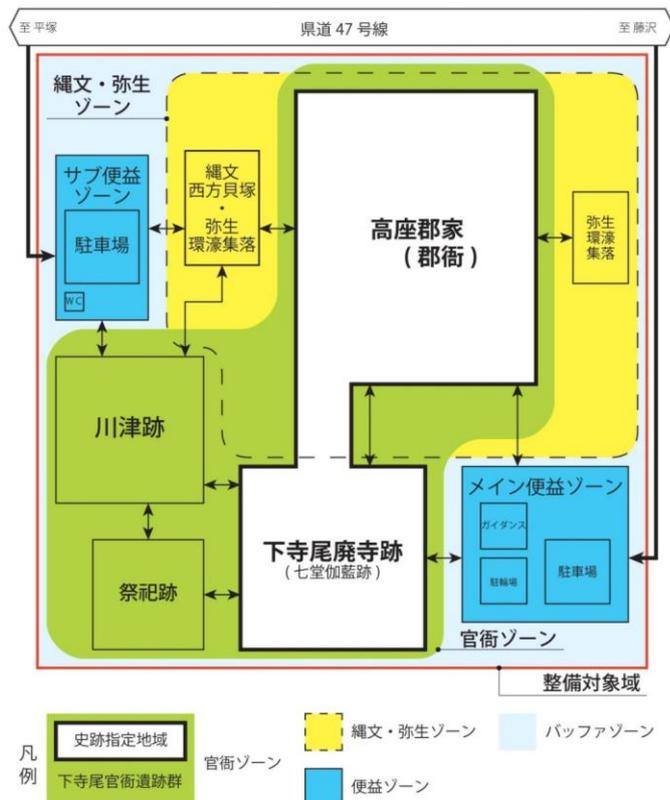
下寺尾遺跡群の活用の方向性

活用の方法

活用の方向性を踏まえ、効果的な活用を進めるための方策を示す。これらの活用を通じて、史跡を地域の財産として守り、受け継いでいく意識を醸成する。

- 調査・研究の継続、成果の活用（現地見学会、出土資料の展示、書籍・インターネット等での公開普及など）
- 学校教育との連携（副読本作成、出前授業など）
- 社会教育・生涯学習への活用（史跡巡り、講座・イベントの開催、ちがさき丸ごと発見博物館との連携など）
- 地域との協働（七堂伽藍碑建立 60 周年、下寺尾遺跡群保存・活用学習会など）
- 茅ヶ崎市文化資料館との提携（出土品の展示、パンフレット・ガイドマップの配布、資料館活動との連携など）
- コミュニティの活性化（地域の憩いの場、コミュニケーション空間、防災空間、祭・イベントの場など）
- 広域連携と観光（関連遺跡との交流・連携、観光拠点、商業・農業との連携など）
- 情報発信（案内板・パンフレット、子どもや学生向けの媒体・スマートフォンアプリでの活用、ガイダンス施設の整備など）

8 整備



整備対象要素の関連イメージ図

整備の方向性

- 史跡を核にした歴史公園の整備
- 史跡を保存するための整備
- 史跡を活用するための整備
- 地域に親しまれる整備
- 現在～将来を見た段階的な整備

整備の対象要素

- ① 下寺尾官衙遺跡群
 - 高座郡家
 - 下寺尾廃寺
 - 川津
 - 祭祀場
- ② 下寺尾遺跡群
 - 縄文時代の西方貝塚
 - 弥生時代の環濠集落
- ③ 便益施設
 - ガイダンス施設
 - トイレ
 - 駐車場 など

整備の手法

整備計画を策定し、段階的な整備を行う。

- ① 短期計画—下寺尾廃寺（史跡指定地）の整備 【平成 29 年度～32 年度】
 史跡指定地のうち、公有地化が進んでいる下寺尾廃寺の整備を先行して進める。さらに公有地化を推進し、管理・公開普及を行いながら整備計画を策定し、段階的な整備を行う。
- ② 中期計画—高座郡家・下寺尾廃寺（史跡指定地）などの整備 【平成 33 年度～38 年度】
 北陵高校の移転を前提に高座郡家の史跡指定地と下寺尾廃寺の追加指定地を整備する。整備計画に則して段階的に進める。遺構の存在しない「川津」・「祭祀場」についても案内表示や説明板などの整備を行う。
- ③ 長期計画—下寺尾遺跡群・ガイダンス施設（遺物収蔵庫を含む）などの整備 【平成 39 年度～48 年度】
 計画対象地内で未整備の下寺尾遺跡群（官衙遺跡群、環濠集落、西方貝塚）及びガイダンス施設、駐車場を整備する。また、高座郡家を東西に横断している市道の迂回なども計画する。



短期計画(案)図



中期計画(案)図



長期計画(案)図

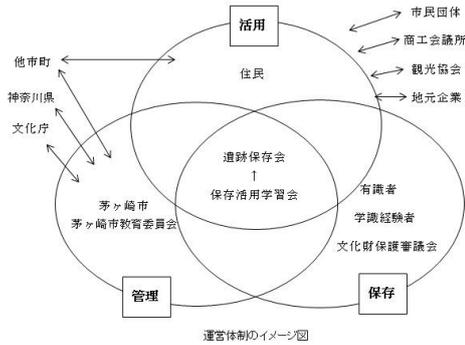
9 運営

運営の方法

- 茅ヶ崎市は、史跡管理団体として文化財保護法に基づいた遺跡の保護を行う。施行に必要な担当職員の実をを図る。
- 運営にあたっては、地域の住民や地権者の理解と協力を求め、市と地域が協働して進める。下寺尾遺跡群保存・活用学習会を継続し、地域主体の遺跡保存会への移行を目指す。
- 国や県と連携し、指導助言を受けるとともに財政的な支援を受けながら進める。
- 茅ヶ崎市文化財保護審議会 下寺尾遺跡群等保存活用部会をはじめとして、有識者や研究者などの専門的見地からの意見を聞きながら運営する。
- 全国史跡整備市町村協議会への参加や関連市町との交流・情報交換を行い、広域で連携した運営を図る。

運営の体制

下寺尾官衙遺跡群ならびに下寺尾遺跡群の保存・活用・整備事業は、下図のようなイメージでの運営体制を計画する。



10 事業計画

茅ヶ崎市は、史跡下寺尾官衙遺跡群指定地における現状変更の規制を行いながら公有地化を進める。確認調査を継続して行い、官衙遺跡群の追加指定、官衙以外の遺跡群の新指定を目指す。公有地化の進捗に応じて段階的に整備を進め、状況に応じた活用事業を展開する。

事業計画の流れ

期別	短期				中期					長期												
	年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	
国史跡指定	平成27年9月10日 指定①																					
保存活用計画	官衙追加指定 環濠新指定 ②																					
保存	現状変更規制 (A:史跡指定地 B:史跡指定地の隣接地 C:A・B以外の埋蔵文化財包蔵地)																					
活用	●七堂伽藍跡碑建碑60周年(12/15) ●新文化資料館開館																					
整備	調査・研究、教育普及、広域連携、情報発信(保存・整備に応じて)																					
確認調査	実施・公開・研究(官衙遺跡群、下寺尾遺跡群)、保存・整備・教育普及への活用																					
地域・市民協働	公園利用(暫定) 公園利用(学び、コミュニティ) 公園利用(学び、コミュニティ、観光、防災)																					
検討組織	整備基本計画 指定地① 整備基本計画 指定地② 整備基本計画 指定地③ 利便施設																					
	設計・工事(下寺尾庵寺) 設計・工事(高座郡家・下寺尾庵寺) 設計・工事(高座郡家・下寺尾庵寺・環濠集落・利便施設)																					
	実施・公開・研究(官衙遺跡群、下寺尾遺跡群)、保存・整備・教育普及への活用																					
	下寺尾遺跡群保存・活用学習会 → 下寺尾遺跡群保存会																					
	茅ヶ崎市文化財保護審議会 下寺尾遺跡群等保存・活用部会																					

史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画 (概要版)

■発行日：平成 29 年 3 月 ■発行：茅ヶ崎市教育委員会 ■編集：茅ヶ崎市教育委員会社会教育課
〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話：0467-82-1111 (代表)